

黒川地域行政事務組合議会会議録

令和元年12月23日 第5回定例会

黒川地域行政事務組合

第5回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和元年12月23日（月曜日）

出席議員（16名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	菊池美穂君	4番	金子透君
5番	犬飼克子君	6番	石川敏君
7番	佐々木春樹君	8番	遠藤昌一君
9番	大友三男君	10番	浅野直子君
11番	高橋正俊君	12番	千坂裕春君
13番	渡辺良雄君	14番	藤巻博史君
15番	和賀直義君	16番	平渡高志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理 事 長	浅野元君
理 事	田中学君
理 事	若生裕俊君
理 事	萩原達雄君
教 育 長	上野忠弘君
代 表 監 査 委 員	佐々木修君
助 役	鎌田節夫君
総 務 課 長	明石良孝君
総 務 課 参 事	阿部愛子君
財 政 課 長	堀籠満智男君
会 計 管 理 者	田中孝幸君
財 務 課 副 参 事	佐藤初雄君
業 務 課 長	
兼 教 育 次 長	

業務課副参事	碓井豪君
消防本部消防長	佐藤喜好君
消防本部次長	石川勉君
消防本部総務課長	跡部信一君
消防本部警防課長	高橋正君
消防本部予防課長	鈴木宗一君
消防本部指令課長	堀籠和幸君
黒川消防署長	千葉清君
富谷消防署長	落合稔君

職務のため議場に参加した職員

総務課主査	寺嶋千佳君
総務課主事	三浦高広君

議事日程

令和元年12月23日(月曜日)

午前10時00分 開会

第 1	会議録署名議員の指名……………	頁
第 2	会期の決定について……………	頁
第 3	一般質問……………	頁
第 4	承認第 3号……………	頁
第 5	議案第16号……………	頁
第 6	議案第17号……………	頁
第 7	議案第18号……………	頁
第 8	議案第19号……………	頁
第 9	議案第20号……………	頁
第10	議案第21号……………	頁

午前10時45分 閉会

本日の会議に付された事件

- 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（専決第1号））
- 議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例
- 議案第19号 旧ごみ焼却施設解体工事請負契約の変更について
- 議案第20号 財産の取得の一部変更について（消防ポンプ自動車）
- 議案第21号 令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

午前9時58分 開会

○議長（平渡高志君） 皆さんおはようございます。定刻に少し早いんでありますが、おそろいでありますので始めたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員は16人です。ただいまから令和元年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会をいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平渡高志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会会議規則第118条の規定により、4番金子 透君、5番犬飼克子さんを指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（平渡高志君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、12月2日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定をいたしました。

理事長より提出議案の説明を含め、挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

12月定例会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和元年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、まことにありがとうございます。

初めに、現在進めておりますマテリアルリサイクル推進事業の進捗状況につきまして御報告を申し上げます。

まず、旧ごみ焼却施設解体工事につきましては、年内中は施設建屋の解体を行いまして、年明け

に基礎の解体、埋め戻しを行う予定となっております。また、マテリアルリサイクル推進施設整備工事につきましては、現在施設の詳細設計、ごみ計量機及びペットボトル減容機の製作を行っており、順調に推移しておりますことを御報告申し上げます。今後も安全第一に工事を施工するよう、注意してまいります。

次に、年末年始におけます各施設の業務予定について御報告申し上げます。

火葬業務につきましては年内は12月31日まで、年明けは1月4日からの業務とし、環境衛生センターのし尿等の受け入れにつきましては12月27日まで、環境管理センターのごみの受け入れにつきましては関係町村の収集業務にあわせ12月30日まで行き、両センターとも年明けは1月6日より通常の受け入れを行うこととしております。また、消防部門につきましては12月26日から年明けの1月5日までを年末年始特別警戒期間として年末年始の警防体制の強化を図ってまいります。公立黒川病院につきましては救急患者対応を除き、年内の診療は12月28日まで、年明けは1月4日より通常の診療を行うこととしております。

それでは本日提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、承認第3号は本年10月の台風第19号による災害に緊急に対応いたしました経費の補正につきまして、専決処分を行いましたので承認を求めるものでございます。なお、災害復旧工事につきましては消防本部のエアコン1台の更新が年明けの工事となりますが、その他の工事につきましては全て完了しておりますので御報告申し上げます。

議案第16号は令和元年8月の人事院勧告に準じ、助役の期末手当の支給月数を改正するもので、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号は人事院勧告に準じ行政職給料表、医療職給料表、勤勉手当の支給月数及び住居手当について改正するもので、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第18号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例につきましては、関係法律の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第19号並びに第20号は議会の議決を得た工事請負契約及び財産の取得につきまして、消費税率の引き上げに伴う契約金額の増額について議会の議決をお願いするものでございます。

議案第21号令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ42万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億3,555万7,000円とするもので、地方自治法施行規則の改正により歳出の節体系から7節賃金が削除され、以降、節番号が繰り上がることに対応するため財務会計システムの改修に要する経費等について補正をお願いするものでござい

ます。

以上が本日提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重に御審議をいただきまして御可決賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

日程第3 一般質問

○議長（平渡高志君） 日程第3、会議規則第60条の規定に基づき、一般質問を行います。

4番金子 透君。

○4番（金子 透君） それでは、通告に従いまして私から質問件名、消防施設の整備を問うということで4つ質問をさせていただきます。

まず1つ、4年間に2度浸水被害に遭った消防本部庁舎の現状の認識と今後の考えをお伺いします。

2つ、消防にてさらなる女性職員採用のため、富谷消防署及び大衡出張所等増築改築、女性職員対応の考えをお伺いします。

3つ目、黒川地域南部において1つの署、所が不足しているが新設整備についてのお考えをお聞きいたします。

4つ目、上記3件など年次計画を策定し、確実に行うべきと考えますが、それについてのお考えをお伺いいたします。

以上、4つの質問であります。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの金子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、1番目の消防本部庁舎の現状の認識と今後の考え方についてでございますが、消防本部庁舎は昭和48年4月に開庁、46年が経過しておりまして、この間、黒川地域の人口増加、地域社会の多様な発展に対応すべく消防力の充実強化を進め、地域住民の安心安全の確保に努めてまいりましたが、これに伴う職員や車両の増加によりまして執務室や車庫が手狭になるとともに、老朽化が進行している状況でございます。加えて、平成27年9月11日に発生しました関東・東北豪雨、さらに本年10月12日・13日にかけての台風19号におきまして庁舎が浸水いたしました。このような社会情勢や自然環境の変化に対応するため、地域住民の安全と安心の観点から大規模災害時でも消防機能が発揮できる耐震性と安全性を備えた消防本部庁舎を建設するために基本構想策定につきまして令和2年度当初予算措置に向けて進めておるところでございます。

2番目の消防にてさらなる女性職員採用のため、富谷消防署、大衡出張所等増築改造などの考えについてでございますが、現在女性職員の当直設備が整っておりますのは、黒川消防署大郷出張所のみでございます。現在、2名の本年度採用の女性職員が当直勤務にて実務研修を実施しておりますが、今後のさらなる女性職員の当直体制整備のために富谷消防署に女性職員の当直勤務宿舍の増設についても令和2年度当初予算措置に向けて進めておるところでございます。黒川消防署大衡出張所につきましても検討を進めてまいります。

3つ目の黒川地域に南部において1つの署・所が不足しているが、新設整備に考えについてでございますが、現在黒川地域南部におきましては平成28年10月より黒川消防署富谷出張所、富谷消防署に昇格し、消防力の強化を図っておるところでございますが、黒川地域南部は人口も増加しておりますことから、理事会といたしましても地域住民の安心安全のために今後検討を進めてまいります。

4番目の年次計画を策定して確実に行うべきと思うが、その考えについてでございますが、このことにつきましても全体の計画の中で今後検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 再質問、答弁は質問席、答弁席にてお願いをいたします。

4番金子 透君。

○4番（金子 透君） それでは、再質問させていただきます。

まず1つ目の件の本部庁舎の件でございますけれども、この件につきましては私2度ほど質問させていただきました。浸水被害に遭ったところで最大限、100%の力を発揮できないのではないかとこの観点からと、もう一つ、消防の指令システム、緊急指令システムの更新が迫っておると私は理解しております。つまり、最大限延ばしても十二、三年ぐらいがいいところだろうというお考えをお聞きしたように私は理解しておりますけれども、仮の話ですけれども、今の指令システム、次の更新時を逃すとその次の更新というのはさらに十何年後という話になってくるのではないかと私は思うのですけれども、まず、その辺についてひとつお考え、なぜこのことにこだわるかという指令システムの更新には十数億円というお金がかかるということで、指令のシステムと本部庁舎は一体的な考えを持たなければ余計なお金というか無駄な財源を投入してしまいますおそれがあるのではということをお私一番危惧しております。どこの自治体も4市町村、財政状況は逼迫しているような状況でないのかなと考えております。その中で、計画性を持ってやらないとさらなる逼迫した状況に、足を引っ張るような状況つくってはならないと考えております。

それで、消防事務の場合は一般的な事業と比べて起債の枠等々も決してハードル高くはないので

はないのかなと、財政の専門家ではないのでこら辺ははっきりしませんけれども、なおかつ今の消防・救急系統とかそういう体制は今後10年、20年は変わることなく維持されるのであろうということを考えるならば、世代間の公平性ということの意味合いからも起債をして決して先送りする事業ではないと考えております。そこら辺、まず1件目の本部庁舎の件に関して起債関係、いろいろなシステムとの絡み、世代間の公平性、その辺を全て絡んだ感じで再答弁をお願いいたします。

次に2番目の女性職員の採用に関してですけれども、大郷の改造の議決、こちらに上がって我々議員が議決採決して改造して女性職員採用になったという理解でおりますけれども、決して大郷町さんを軽視するわけではないんですけれども、女性目線での活動が最大限発揮できるのは、やはり住宅地の密集した消防本部であったり富谷署であったり、そちらが女性目線でのいろいろな災害発生後の活躍が発揮できるところではないのかなと考えるときに、決して大郷さんを軽視するわけではないんですけれども、配属するのであれば本部庁舎であったり富谷消防署であったりそちらのほうで女性の力を発揮していただきたい。おおよそ、世の中にいる者の半分は男性で半分は女性であります。県や国の指導も女性目線での活動を高く言っておると私は理解しております。今後さらなる女性職員を採用するときに前回か前々回、本部庁舎トイレをちょこっと改造して対応するというのはちょっと私には理解しがたいところではあります。その点、いろいろな事業あるでしょうけれども、先送りできる事業ではないと私考えております。これに関しても計画的に、前の件ともかかわってくることであります。改めてお答えください。

3つ目なんですけれども、現在黒川地域南部には高速道路を境に西と東に2つの市街地が形成されている。西には富谷消防署があり、市街地として富ヶ丘、あけの平、日吉台、杜乃橋、もじみヶ丘等々連続した市街地がありまして、2万八千数百人だと思っております。そちらには富谷消防署がありますから十分な手当てが発揮されて黒川圏域南部の住民の要望に込えているのだろうと私は理解しております。しかしながら、東部のほうには何ら手当てはなりません。東部のほうといいますと縦貫道の東側ですから成田、明石台、東向陽台、全て富谷市の市街地でありますけれども、今あそこ3地区合計で2万人を超えております。今度、みずからの事情を言うようであればなんですけれども、4,000人規模の宅地の開発が見込まれております。そうなったときに、東部地区に何がしかの緊急事態が発生して富谷消防署から出動したとして、車の移動時間だけで一番遠いところだと純粋に8分から10分かかるそうです。8分から10分というのは、例えば消防本部から吉田のほうに行く、どちらに行くしたって8分、10分かかるだろうという話ではないと思います。消防庁の整備指針において市街地と準市街地とそうでないところを区分けしているのは、人口の密集した地域に

はそれなりの手当てをしろとそのように言っていることの意味だと私は考えます。先ほどの8分に
戻りますけれども、救急救命率というのは1分経過するごとに1割ぐらい下がっていくそうです。
ところが、ずっと均等な線で下がるわけではないそうです。3分経過したところ、5分経過したと
ころから加速度的に救命率は落ちてまいります。8分というとうどうなるかというのは全てここで申
し上げるものでもないのかなと思いますけれども、御想像のとおりだと思います。全ての地域をみ
な8分以内でできるようにカバーしろということではありませんけれども、そこは重く受けとめる
べきだと考えます。なおさら、黒川圏域南部地域の消防力強化のために富谷出張所を署に格上げし
て、車両等々を充実させたとおっしゃいますけれども、緊急車両の配備運用は分散配備して多くの
地区をカバーするのが一番ベストではないかと思っております。富谷消防署の、例えば東部地区に
出張所とか支所とかという形で救急車1台、ポンプ車1台配備しただけでも黒川圏域南部の住民の
皆さんの生命財産の安心安全の確保にかなり寄与すると考えております。今回消防の業務だけ私言
っておりますけれども、確かに事業は民生やら何やらいろいろな360度のことは大切だと思ってお
りますけれども、これに関しては決して先送りできない事業だと思っております。普通の維持管理
とは絶対違います。自然災害でも想定外などという言葉はここにいる立場の人間は決して使っ
てはいけなさと私思っております。想定外を想定して事に当たるべきだと考えております。今後、令
和2年から基本計画策定するという事で本部庁舎、富谷消防署、2年から予定だという前向きな
答弁いただきました。全て財政絡むことで全部消防の事業なので、前回私議員になったときに26年
策定、30年終了の消防力の整備計画（案）というのをいただきました。以前理事長にお聞きしたと
き、これは案だから進捗状況も達成も今後もあるまでも案なんだというようなちょっと曖昧な、私
としてははっきりするような答弁いただいたのを今でも覚えております。黒川圏域全体の住民の生
命財産の安心安全の最高の最終の責任者である理事長には重く受けとめていただかなければなら
ないと思っております。そこら辺、全部の事業絡めた基本計画何なりを策定して住民、黒川圏域住
民に示してああそうなんだ、こういう計画なんだということていろいろな意味で黒川圏域の住民が
安心できるような環境づくりをつくるのも理事長の仕事ではないのかなと私は考えております。余
り言わずとも内容は既に大体わかっていることと思いますけれども、活動の拠点となるところ、そ
こだけは消防力が100%発揮できるような姿にしておくべきだと思います。消防庁の整備指針によ
れば車両であったり不足するものはまだまだありますけれども、全てその指針のとおりやるべき
だという考えでは私はありません。その中から必要なものをきちっと必要だということで計画的に
やって、黒川圏域全体の安心安全に努めるのが理事長の仕事であると考えております。そこら辺、

全体含めて再答弁をいただきます。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） ただいまの再質問でございますが、まず本部庁舎につきまして指令システムとの関連、これは大切なことでございます。当然指令システム、そういったものをあわせた中で二重手間といいますか経費的なものもございまして、そういったことは十分考えながら取り組んでいかなければならないと思っておりますし、また、そのことについての資金源としまして起債ということも当然考えていかなければならないと思っております。起債は起債で払っていかなければならないことではありますけれども、それはそれでさっきおっしゃった世代の平等性、そういったことも鑑みた場合にそういったものは当然利用していくと思っております。

また、女性隊員についてでございますが、現在は大郷町に配備をしております。女性の視点でということで、これは大変大切なことだと思っております。ただ、基本的には男性も女性も同じ立場での消防職員という形でございまして、そこは一定のそういったものも考えていくという中で配備はしていかなければならないと思っております。現在2名で、ことし1人採用という予定で、これから男女平等といいますかそういった観点を抜きにしても女性がふえてくるということは考えられております、そういう実態もございまして、ですから、先ほど申しましたとおりそういった配備についての準備、そういったものはやっていかなければならないということで来年度富谷市さんのほうには設置を今準備、当初予算として考えておるところでございます。大衡、あと本部庁舎ということについても当然そういったものについては、本部庁舎につきましては建てかえとあわせた形になるかもしれませんけれどもやっていくということが大切だと思っております、その後の配置につきましては地域の特性とかそういったものを鑑みながら配置していくということが必要だと考えております。

それから南部地域のことにつきましては、先ほども申しましたけれども、理事会としてもそういったことについては大事なことだと思っております。8分というお時間、お話がございました。いろいろな8分があるということで、そのことも考えた中で1分でも早くということは当然救命に対して、救命、あるいは消火、大切なことでございますのでそういったことはしっかり考えた中での計画が必要だと考えております。そういったことで、そういったものをトータルした中でのこの配備計画ということで考えてまいりたいと思っておりますし、そのことにつきましても全体計画の中で考えてまいりたいということをお願いしております。そして、実際来年度から予算化しているわけでございますので、そういったものをしっかり進めてまいりたいと思います。黒川行政事務組合

につきましては理事会制をとっておりますので、理事会としてみんなしっかり考えた中でそういった富谷、黒川地域について安心安全、大切なことでございますのでしっかり対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（平渡高志君） 以上で4番金子 透君の一般質問を終了いたします。

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（専決第1号））

○議長（平渡高志君） 日程第3、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

承認第3号は、令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算につきまして令和元年11月12日付で専決処分をさせていただきましたので、議会に報告しその承認をお願いするものでございます。

2ページをお開き願います。

令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（専決第1号）。

第1条につきましては歳入歳出それぞれに623万9,000円を追加し、総額を23億3,512万9,000円とするものでございます。

第2項、補正予算の款項の区分につきましては3ページに記載のとおりでございます。

専決1号につきましては理事長の挨拶にもありましたとおり、台風19号による災害に緊急的に対応した経費についての補正でございます。

それでは、別冊の事項別明細書1ページ、2ページをお開き願います。

1ページ、2ページにつきましては歳入と歳出を総括したものでございます。

改めて3ページをお願いします。

初めに歳入でございます。7款1項1目財政調整基金繰入金補正額401万4,000円につきましては、財源調整として繰入額を追加するものでございます。

次に8款1項1目繰越金222万5,000円につきましては、管理運営費繰越金19万7,000円、最終処分場費繰越金41万円、消防費繰越金161万8,000円を追加するものでございます。

次に歳出でございます。2款1項1目一般管理費補正額19万7,000円につきましては、事務所職

員及び管理センター職員の時間外勤務手当でございまして、10月13日、14日に勤務したものでございます。

次に、5款1項1目常備消防費374万5,000円につきましては、消防職員の時間外勤務手当でございまして、内容としては10月12、13日の勤務と、さらには10月15日から25日まで丸森町に対する広域応援活動を行ったもので、延べ7日間、人数で31名分の手当でございまして。

続いて、9款2項5目最終処分場施設災害復旧費41万円につきましては15節工事請負費でございまして、台風の大雨で崩落した搬入路の路肩の復旧に要する経費でございまして。続いて9款3項1目消防施設災害復旧費188万7,000円につきましては11節需用費修繕料でございまして、本部庁舎の浸水被害により使用不能となったエアコン、給湯器等の復旧に要する経費でございまして。

以上が承認第3号の御説明となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ございませぬか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第4、承認第3号承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（専決第1号））を採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認をされました。

日程第5 議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第5、議案第16号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第16号について御説明いたします。

議案書の4ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表の1ページをあわせてごらん願ひます。

議案第16号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございまして。このことにつきましては、国の人事院勧告に準じ、組合ですと助役でございまして、期末手当について0.05月分を引き上げるものでございまして。第1条と第2条がございまして、第

1 条が令和元年12月期から適用となり、第2条につきましては令和2年度以降について6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう改正するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第5、議案第16号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第6、議案第17号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第17号について御説明いたします。

議案書の5ページとなります。それから別冊の条例議案新旧対照表につきましては2ページから16ページとなりますので、あわせてごらん願います。

議案第17号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。このことにつきましては、国の人事院勧告に準じ、第1条につきましては、一般職の勤勉手当について0.05月分を引き上げるものでございます。議案書の6ページから11ページの別表につきましては行政職給料表及び医療職給料表につきましても国に準じ改正するものでございます。

それでは11ページをお願いいたします。

第2条でございます。第2条につきましては住居手当を改正するもので、こちらも人事院勧告に準じた改正で支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、手当額の上限を引き上げる改正でございます。12ページに参りまして3行目でございます。第1条で改正しております勤勉手当につきまして、令和2年度以降について6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう改正するものでございます。この給与改定につきましては関係市町村での改定と同様の内容で改正するものでござ

います。

以上でございます、よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第6、議案第17号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7 議案第18号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

○議長（平渡高志君） 日程第7、議案第18号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第18号について御説明いたします。

議案書の13ページと、あわせまして別冊の条例議案新旧対照表につきましては17ページをごらん願います。

議案第18号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例でございます。このことにつきましては、成年被後見人等の制限に係る措置等の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律において地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被補佐人が削除されたことに伴い関係条例の改正を行うものでございます。

第1条につきましては職員の給与に関する条例、第2条につきましては職員の旅費に関する条例から成年被後見人または補佐人に該当することとなり失職した場合の規定を削除するものでございます。施行日につきましては公布の日からとするものでございます。

以上でございます、よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑

なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第7、議案第18号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第8 議案第19号 旧ごみ焼却施設解体工事請負契約の変更について

○議長（平渡高志君） 日程第8、議案第19号旧ごみ焼却施設解体工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） 議案書15ページをお願いします。

議案第19号旧ごみ焼却施設解体工事請負契約の変更につきましては、令和元年第2回臨時会において議決をいただきました内容の一部を変更するものであり、10月1日付消費税及び地方消費税の税率が変更となったことから契約額を増加する変更契約を締結するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第8、議案第19号旧ごみ焼却施設解体工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第20号 財産の取得の一部変更について（消防ポンプ自動車）

○議長（平渡高志君） 日程第9、議案第20号財産の取得の一部変更について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） 議案書16ページをお願いいたします。

議案第20号財産の取得の一部変更につきましては、令和元年第2回臨時会において議決をいただきました消防ポンプ自動車の取得について、10月1日の消費税及び地方消費税の変更に伴い取得価格の増額変更を行うものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第9、議案第20号財産の取得の一部変更について（消防ポンプ自動車）を採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10 議案第21号 令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算
(第2号)

○議長（平渡高志君） 日程第10、議案第21号令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） 議案書17ページをごらん願います。

議案第21号令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条は歳入歳出それぞれ42万8,000円を追加し、総額を23億3,555万7,000円とするものでございます。

第2項の補正予算の款項の区分につきましては18ページに記載のとおりでございます。

続きまして補正予算の詳細について事項別明細書により御説明申し上げますので、令和元年度一般会計補正予算に関する説明書6ページをごらん願います。

6ページ、7ページは歳入と歳出を総括したものでございます。

8ページをごらん願います。

初めに歳入でございます。

7 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金21万5,000円につきましては、財源調整として基金から繰り入れるものでございます。8 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、こちらは19万7,000円につきましては管理運営費繰越金を追加するものでございます。9 款諸収入 3 項 1 目雑入 1 万6,000円でございますが、こちらはその他の雑入で研修計画の見直しによります職員研修所の宿舍利用助成金を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額が42万8,000円となります。内訳につきましては11節需用費ですが、こちらは令和 2 年度から歳出の会計科目の節の体系が改正されることに伴いまして財務会計システムの改修費を計上したものでございます。13節委託料55万4,000円の減でございますが、こちらにつきましては契約額の確定に伴い不用額を減額するものでございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、研修計画の見直しによりまして 2 万2,000円を研修計画の見直しにより職員研修受講、あと宿泊負担金を増額するものでございます。

歳入歳出の補正予算は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第10、議案第21号令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）を採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

これをもって令和元年第 5 回黒川地域行政事務組合議会定例会は提出された議案を原案のとおり可決されました。

会議を閉じます。

令和元年第 5 回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午前 1 0 時 4 5 分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和元年12月23日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 平 渡 高 志

署名議員 金 子 透

署名議員 犬 飼 克 子